

報告

平成24年度都道府県医師会 医療関係者担当理事連絡協議会

常任理事・医療関連事業部長 藤井 美穂

標記連絡協議会が去る3月15日（金）午後2時から日本医師会において、藤川謙二日医常任理事の司会で開催され、全国から看護師養成所等関係者約130人が参集した。横倉義武日医会長から挨拶があり、来賓、出席役員および日医医療関係者検討委員会委員の紹介の後、議事に入った。本稿では、議事の要旨を報告する。

まず、『看護職員を巡る最近の動向について』厚生労働省医政局看護課岩澤和子課長から、看護職員就業者数は、平成23年度で10年前と比較すると看護師は262,076人の増、准看護師は43,651人の減となっている。就業場所で見ると、介護老人保健施設、訪問看護などの就業先が伸び、病院が62%、診療所が21%、その他として介護老人保健施設など医療機関以外の順となること。

国が補助する平成25年度の新規事業として、ナースセンターに勤務する相談員が地域のハローワークと連携して実施する求職者の就業相談や求人医療機関との調整などにナースセンターの相談員が出向いていく費用を要求したこと。

教育については、看護教員が専任教員講習会に参加してもらうことが難しい状況となっていることと、必ずしも各県で開催されている訳ではないので、他県で受講しなければならないところもある。あるいは、家庭を持っている教員が8ヵ月間離れて学ぶのは非常に厳しい。このような意見を踏まえ検討した結果、eラーニングの活用を平成25年度から許可することとし、5県で実施されるなどの説明があった。

◇ ◇ ◇ ◇

この協議会では、あらかじめ厚生労働省に対する質問の募集を行い、回答が行われた。主なものを紹介したい。

「看護師養成所の定員について」は、入学資格を得た学生に対して、勉学環境を適正なものにすることを前提として、学則で定められた定員数を守っていただくことにしているが、入学辞退者、留年者が想定される場合は、定員数を超えた入学者数であっても構わない。しかし、複数年にわたって大幅な定員

超過という場合は、その理由と対応策を明確にする必要がある。また、編入者、留年者はカウントしなくて構わないが、これも大幅に定員超過につながる場合は、適切な時期に定員数の規定を変更することが必要であるとの回答があり、その他には、看護実習、実習病院の確保、人材派遣会社などであった。



会場からの質問では、看護師制度の一本化、神奈川県が准看護師養成所への補助を打ち切ることについて発言があり、これに対し厚労省から、今の状況からして一本化する時期ではないこと、准看護師養成所への補助金は国・県各々半額補助という要綱になっているため、県が補助しなければ、国の補助もないが、県の補助金が復活すれば、当然、国からの補助も出るとの回答があった。

この後、『看護の今とこれから』と題して日本赤十字看護大学川嶋みどり名誉教授から、『医師会立看護学校における看護学生の喫煙に関する現状調査』と題して日本医師会総合政策研究機構江口成美主席研究員からそれぞれ講演、報告があった。

最後に、『新人准看護師の到達目標等について』藤川日医常任理事から、医療機関が新人看護職員研修を実施する際の准看護師の技術到達目標の目安について試案を作成中である。試案は、原則として厚生労働省が示す研修ガイドラインの基本方針に準拠して作成するが、診療の補助行為については到達目標を少し緩やかにし、療養上の世話については看護師と同じ到達目標としている。引き続き日医医療関係者検討委員会において検討していきたいとの説明があり、総括の後閉会となった。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

以上であるが、今回、定員数の超過入学や看護師制度の一本化問題に関する考え方を岩澤看護課長が明言されたことは、高く評価したい。

北海道医師会としては、医師会立看護師養成所が抱えるさまざまな問題を、北海道と連携を図りながら実効を上げていきたいと考えている。苦しい経営環境の中、使命感と熱意によって運営されている医師会立養成所の関係者のご努力に感謝するとともに、今後ともご協力をいただきながら看護対策に取り組んで参りたい。